

第66回 国有財産九州地方審議会

議 事 録

日 時 平成26年5月29日

場 所 熊本地方合同庁舎

国有財産九州地方審議会委員名簿

平成26年5月29日

氏 名	職 名	備 考
あお き たか のぶ 青 木 充 信	(株)九州不動産鑑定所 代表取締役社長	
おお がい とも こ 大 貝 知 子	(株)大貝環境計画研究所 代表取締役所長	
おか だ えい ご 岡 田 英 吾	(財)日本不動産研究所 九州支社長	
か い たか ひろ 甲 斐 隆 博	(株)肥後銀行 代表取締役頭取	
こうの え けい こ 鴻 江 圭 子	特別養護老人ホーム 白寿園 施設長	
たん ご ひと み 反 後 人 美	かねくら(株) 代表取締役社長	
つき だ く に たか 月 田 求 仁 敬	熊本大同青果(株) 代表取締役社長	
なか にし ゆう いち 中 西 雄 一	(株)熊本日日新聞社 常務取締役 (経営計 画・編集・メディア・印刷・NIE担当)	
にし むら まりこ 西 村 まりこ	熊本商工会議所 女性会会長 (株)辰グループ専務取締役)	
ば ば のぶ ふさ 馬 場 宣 房	(株)長崎新聞社 論説委員長	
ふる や よし え 古 屋 令 枝	古屋法律事務所 (弁護士)	
ほん だ まさ ひろ 本 田 正 寛	(株)西日本シティ銀行 代表取締役会長	
ます むら まち こ 益 村 眞知子	九州産業大学経済学部経済学科 教授	
まつ い し ろう 松 井 志 郎	(株)西日本流体技研 代表取締役社長	
まな べ とし お 眞 部 利 應	九州通信ネットワーク(株) 取締役会長	
みぞ かみ しょう し 溝 上 章 志	熊本大学工学部 副学部長	

(敬称略、五十音順)

第66回国有財産九州地方審議会

平成26年5月29日（木）

【上加世田管財総括第1課長】 それではただいまから、第66回の国有財産九州地方審議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます九州財務局管財総括第一課長の上加世田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の出席の状況をご報告いたします。

本審議会の委員数は、16名でございますが、本日は、15名の委員の方々にご出席いただいております。国有財産法施行令第6条の8の規定に定めております「委員の半数以上の出席で会議を開き議決する」との要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、九州財務局長の野島からご挨拶を申しあげます。

【野島局長】 九州財務局長の野島でございます。第66回国有財産九州地方審議会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ、本審議会にご出席を賜わりまして、誠にありがとうございます。また、日頃から国有財産行政をはじめ、財務局の業務全般にわたりまして格別のご理解、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

折角の機会ですので、最近の国有財産行政について一言申し上げますと、重点項目の一つでございます「国家公務員宿舎の削減計画」につきまして、平成24年11月に、全国で5,046住宅、約5万6千戸程度を廃止するとともに、さらに、具体的な宿舎名が公表されたところでございます。このうち、九州7県では、816住宅を廃止することになっております。

28年度末までに削減計画を着実に実行し、売却可能財産については、東日本大震災の復興財源とすることとしております。

現在、廃止対象宿舎の円滑な引継ぎや売却等に向けて、鋭意取り組んでいるところでございます。

また、九州財務局といたしましては、所管業務を通じて地域連携を推進し、地域の皆様のお役に立つため、様々な地域貢献に取り組んでいるところでございます。その一環としまして、先月の21日に、熊本県宇土市との地域経済の活性化や災害時の人的支援などを含めた包括連携協定を締結いたしました。

当局におきましては、今回、宇土市との包括連携協定を第一歩として、今後、他の地方自治体とも広域ネットワークを形成し、地域貢献に努めて参りたいと考えております。

今回皆様方に諮問をさせていただくのは、2件でございます。大変恐縮ですが、どうぞ十分ご審議していただき、皆様方の貴重なご意見、ご質問を賜りたいと思っております。

私どもといたしましては、本審議会における貴重なご意見を踏まえながら、より適切な国有財産行政に努め、国民の皆様方の信頼と評価を一層高めてまいりたいと考えておりますので、ここにいらっしゃる委員の皆様方には引き続きご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、審議会開催に当たりまして私の挨拶とさせていただきます。今日は一日よろしく願いいたします。

【上加世田管財総括第1課長】 ありがとうございます。

それでは、本田会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

本田会長、よろしく願いいたします。

【本田会長】 本田でございます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第により進めて参りたいと思います。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、諮問事項の審議に入りたいと思います。

本日ご審議いただきます事案は、お手元の諮問書にございます諮問事項2件でございます。それでは、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【畑管財部長】 九州財務局管財部長の畑でございます。よろしくお願い申し上げます。

それではお手元にパワーポイントの資料をお配りしておりますけれども、前方のスクリンに沿ってご説明させていただきますので、スクリーンをご覧いただければと思います。恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

今回諮問させていただきます事項は、「熊本市北区に所在する一般会計所属普通財産を熊本市に対し、都市計画公園用地及び道路用地として売払いすることについて」でございます。

まずは、対象財産についてご説明いたします。

今回の対象財産は、熊本市北区植木町に所在しており、熊本市役所より北へ約11キロメートル、JR鹿児島本線植木駅より北東へ約3キロメートルの場所に位置しております。

こちらが現地の航空写真でございますが、赤線で囲んでおりますのが今回の対象財産でございます。平成22年3月に熊本市と合併した旧植木町役場、現在の熊本市北区役所より東へ約500メートルの場所に位置しております。

次に対象財産の周囲の状況をご説明いたします。

対象財産の東側は、多くが畑、南側は市道を挟んで住宅地、北側は熊本市市有地、西側は熊本市立植木病院や植木健康福祉センターなどの公共施設が所在しております。

続きまして、対象財産の沿革につきましてご説明いたします。

本財産は、蚕糸試験場九州支場として昭和40年から業務を開始し、昭和58年12月の組織再編によりまして、九州農業試験場へ統合され、植木庁舎として使用されてきましたが、九州農業試験場の施設整備計画に基づき、分散していた施設の整理統合に伴い庁舎機能が廃止され、飼料生産圃場として利用しておりました。その後、本地における研究が終了したことから、平成11年10月に農林水産省より当局が引受けたものでございます。

引受けた当初は、約124,625平方メートルございましたが、このうち約21,500平方メートルは平成12年に、旧植木町に対し町立病院及び健康福祉センター用地として、約7,700平方メートルは平成14年に、同じく旧植木町に対し町道用地として、また、平成15年と19年には、約5,900平方メートル及び約12,500平方メートルを一般競争入札により民間に対し売却、更に、約30,800平方メートルは平成20年に、旧植木町に対し多目的広場としてそれぞれ売却しておりまして、現在残った国有地は46,182.53平方メートルとなっております。

なお、このうちスクリーンに示しております①の町立病院及び健康福祉センター用地、それと⑤の多目的広場として旧植木町に対し売却いたしました財産につきましては、それぞれ平成11年度に開催された第43回審議会及び平成19年度に開催された第57回審議会においてご審議いただいております、いずれも適当であるとの答申をいただいたことから、旧植木町に対し売却しているところでございます。

それでは、対象財産の利用計画についてご説明させていただきます。

本地は平成25年10月28日に、熊本市から2件の取得等要望書が提出されております。1件目は都市計画公園用地として利用する計画、2件目は本地南側の一部を道路用地として利用する計画でございまして、当局におきましてその利用計画を審査した結果、事業の公共性や本地取得の必要性が認められることから、今回審議をお願いすることとなったものでございます。

それでは、まず1件目の利用計画である都市計画公園用地の売払いについてご説明いたします。

熊本市は植木町との合併にあたり、両市町のさらなる飛躍と均衡ある発展を目指して、平成21年に「熊本市・植木町新市基本計画」を策定しておりますが、この主要事業の一つとして北区役所や市立植木病院、さらには植木健康福祉センターなどと連携した運動施設の整備が「体力・健康づくり拠点整備」として位置付けられたところでございます。

その計画を受け、平成22年度から24年度までの間に住民アンケートや「植木体力・健康づくり拠点整備事業検討委員会」等で必要な施設の検討を行い、北区役所と市立植木病院との間に設置されている約40,000平方メートルの都市計画公園「植木の森公園」区域内において、必要な施設を整備する予定でございましたが、敷地の規模やご覧のとおり

り不整形な敷地の形状がネックとなり、必要な施設を整備することが困難であることが判明いたしました。

そのため、旧植木町が多目的広場用地として購入した市有地約30,800平方メートルと本地を取得したうえで、「植木中央公園」として新たに設置し、植木地区における地域住民が身近で気楽に利用できる公園として、整備を行うものでございます。

なお、現在の計画では、公園内を一周できる園路や体育館、テニスができる多目的コート、多目的グラウンド、芝生広場や駐車場を整備する予定となっているほか、災害が発生した際に多くの住民の避難が可能となるよう、非常用トイレや備蓄・防災倉庫などの防災施設の整備も検討されているところでございます。

続きまして、道路用地の売払いについてご説明いたします。

熊本市は、先ほどもご説明いたしました「熊本市・植木町新市基本計画」において、「まちづくりの基本方針」を示しております。

このなかで、特に重点的に取り組む分野と重点施策の一つとして定めた「新市の北の拠点にふさわしい交流のまちづくり」として広域道路ネットワークの整備を掲げ、「県道30号大津植木線」から北区役所までの間や植木古閑線のバイパス整備など、植木地域中心部へのアクセス強化を図るため、広域道路網の整備に努めることとしております。

赤色で示しておりますが、本地南側を通る市道植木古閑線は、熊本市北区役所及び市立植木病院を結ぶ路線で、公共公益施設並びに医療機関が集中する植木地域中心部へのアクセス道路として重要な路線となっておりますが、現況は道路幅員が狭く、一部を除き歩道が整備されていないため、歩行者の利便性向上や地域住民の安全確保が急務となっていたところでございます。

そのため、今回の計画では、国有地の一部を取得し、バイパス整備を含む約1.2キロメートルの区間について、十分な道路幅員を確保するとともに、歩道を整備する計画としております。

以上が、熊本市から提出された利用計画でございます。

国有地の処分につきましては、公共用・公用又は公益事業の用に供することを優先するとの考えを原則としております。

都市計画公園用地につきましては、熊本市が策定した計画の主要事業で、地域住民等の意見を基にした施設整備を行うなど、より公共的な施設として本地が利用されるものであること、また、道路用地についても、歩行者の利便性の向上や地域住民の安全の確保のために本地が利用されるものであることから、当局といたしましては、熊本市に対する売払いについて、適当であると判断しているところでございます。

国有地の処分にあたりましては、利用目的が公園や緑地など国有財産法第22条に該当する場合は無償貸付が、また、医療施設や学校など国有財産特別措置法第3条に該当する

場合は減額譲渡等ができる規定がございますが、国が移転経費を要した財産につきましては、全面積を時価売払いすることとなっております。

本件は対象財産の沿革でご説明しましたとおり、九州農業試験場の施設整備計画に基づき用途が廃止され引受けた財産でありまして、国が移転経費を要した財産に該当するため、全面積を時価売払いすることとなります。

契約の方法につきましては、公共の事業の用に供される施設の敷地として予算決算及び会計令第99条第21号の規定により、随意契約による売払いとなります。

本日ご承認いただきましたならば、熊本市より売払申請書を提出していただき、売払いに向けた処理を進めることとしております。売買代金につきましては、民間の不動産鑑定士による鑑定評価を基に決定することとしております。

また、契約の時期につきましては、平成26年度第4・四半期を予定しております。

なお、今回取得等の要望がなかった約2,100平方メートルが残ることになりますけれども、こちらにつきましては、新たな道路が整備され、供用が開始された後に一般競争入札に付す予定としております。

以上をもちまして、第1諮問事項の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【本田会長】 はい、どうもありがとうございました。

ただいま、説明のありました第1諮問につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

はいどうぞ、反後委員。

【反後委員】 反後です。今ご説明、最後にありましたその一般競争入札になった2,100平方メートルなんですけれども、なぜそこだけがそういうふうに残ったのかということについてご説明いただけますでしょうか。

【畑管財部長】 私どもとしましては、全面積買っていただければ一番良かったのですが、市の方としてはあの部分については必要ないということで、結果的にあの部分が残ってしまったということがございます。

【大貝委員】 それに関してよろしいでしょうか。

【本田会長】 はいどうぞ、大貝委員。

【大貝委員】 この形でみますと道路が入り込んで、小さいのと大きいのに分かれましょね。この下で一般競争入札以外の黄色いところの利用というのはどういうふうに相手方は考えて残したんですか。

【畑管財部長】 端っこのところは、道路用地として取得要望がっております。

【大貝委員】 道路に付属した何らかのものをつくるということですね。はい、わかりました。

【本田会長】 よろしいですか。他にいかがでしょうか。他に意見もないようでございますので、本諮問は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

【本田会長】 どうもありがとうございます。

それでは、諮問事項は、原案どおり可決いたしました。

続きまして、第2諮問につきまして、これも事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【鈴木管財部長】 福岡財務支局管財部長の鈴木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

引き続き、第2諮問について、ご説明させていただきますので、スクリーンをご覧ください。着席させていただきます。

本日の第2諮問は、「北九州市門司区に所在する一般会計及び財政投融资特別会計所属普通財産を社会福祉法人光の子会に対し、障害福祉サービス事業所用地として売却することについて」でございます。

それでは、まず、財産の位置からご説明いたします。

ご審議いただきます財産は、画面右上に赤く表示している部分でございます。黄色で表示しておりますJR鹿児島本線門司港駅の南西約2キロメートルに位置しております。

次に、対象財産及び周辺の状況についてご説明いたします。

赤色で囲った部分が本財産でございます。風師山山麓の斜面に位置しており、海岸沿いを南北に走る国道3号線から山手側に約90メートル坂を上がったところに所在しております。周辺は集合住宅や戸建住宅が建ち並んでおりまして、東側に門司税関の職員宿舎、南側に小森江東小学校がございます。

なお、都市計画法上は第1種住居地域に指定されており、建ぺい率60%、容積率200%となっております。

次に、こちらが現況図でございます。

本財産は赤色で表示しており、その沿革により対象財産①、②、③に区分しております。

本財産の接面道路は南側の市道二タ松町片上町1号線、幅員は歩道を含めて約6.8メートルでございます。

本財産は斜面に位置しておりますことから高低差がありまして、立面図にありますように、赤で表示した対象財産は、青で表示しております手前の未利用財産より③の部分で約3メートル、②の部分で約5メートル高くなっております。また、上の門司税関宿舎との差は約5メートルでございます。

次に、本財産の沿革でございます。

まず、対象財産②につきましては、門司税関の葛葉分庁舎として昭和61年3月に建築

され、研修・宿泊施設として使用されたものですが、平成19年に合同庁舎の建設財源とする特定国有財産整備計画により廃止決定され、平成22年4月に財政投融资特別会計所属普通財産として建物ごと引き受けたものでございます。

対象財産③につきましては、合同宿舎葛葉住宅として昭和46年8月に建築されたものですが、平成23年12月の国家公務員宿舎の削減計画により廃止決定され、平成24年8月に一般会計所属普通財産として建物ごと引き受けたものでございます。

対象財産①につきましては、先ほど説明いたしました対象財産②の葛葉分庁舎の通路及び駐車場として使用されてきましたが、平成21年6月に一般会計所属普通財産として引き受けたものでございます。

本対象財産につきましては、隣接する未利用財産とあわせて地方公共団体等に広く公的要望を募りましたところ、社会福祉法人光の子会より、障害福祉サービス事業所用地として本対象財産部分を取得したいとの要望が出されたことから、審査を行い、了したところでございます。

それでは、当該事業の必要性及び具体的な利用計画について、ご説明いたします。

「社会福祉法人光の子会」は、北九州市門司区において障害福祉サービス事業を展開しております。法人認可は昭和47年3月、障害福祉サービス事業所「ひかり工芸舎」、「たにまち光舎」並びに児童発達支援センター「光の子学園」を運営しています。

この3つの施設のうち、「ひかり工芸舎」については、その土地、建物を北九州市から有償で借受けているところです。

しかしながら、建物の老朽化に加え、本施設の裏山が福岡県より土砂災害危険箇所に指定されていたことから、早期の移転を要していたところでございました。

このため、現施設より北方に約1.4キロメートルの近距離にあり、バス停から徒歩約2分と通い易い場所にある本財産の取得を要望しているところでございます。

なお、本財産については、新規事業、後程説明いたしますホーム棟事業の用地としても取得したいとの要望が出されているところです。

こちらが利用計画図でございます。

まず、本地の対象財産③は「ひかり工芸舎」が移転を予定しているところでございます。合同宿舎であった建物を取り壊しのうえ、新たに建物をつくる計画で、鉄骨造り・平屋建て、延面積680平方メートルでございまして、建物の外には、駐車場のほか、レクリエーションスペースも設けることとしております。

ここは、「ワーク棟」と仮称され、障害福祉サービス事業の中の「就労移行支援事業」と「生活介護事業」という利用者が通う事業を行う予定で、定員は32名でございます。

なお、整備時期につきましては、今年9月より着工し来年3月に移転・開設の予定でございまして、

続いて、本対象財産②の利用計画でございます。

門司税関の研修・宿泊施設であった建物を改修のうえ、利用する計画ですが、この建物は昭和61年の建築で経年は28年、鉄筋コンクリート造り、2階建て、建面積329平方メートル、延面積651平方メートルで、利用計画は12の居室を備える予定でございます。建物の外には、駐車場のほかレクリエーションスペースを設けることとしております。

ここは、「ホーム棟」と仮称され、障害福祉サービス事業の中の「共同生活援助事業」と「短期入所事業」という利用者が入所・宿泊する事業を行う予定で、定員は12名でございます。

また、整備時期につきましては、来年9月より着工し28年4月に開設予定でございます。

なお、本ホーム棟での事業は新規に行うものであり、市より新たに事業者の指定を受ける必要がありますが、既に光の子会では、市と事前協議を進めて、当該計画が「北九州市の進める障害者施策に合致するもの」とあるとの回答を得ており、国有地取得後には指定を受けられる見込みでございます。

次に、契約の方法等についてご説明いたします。

処理区分は、時価売払いといたします。

契約方法でございますが、今回整備する施設が社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設であることから、予算決算及び会計令第99条第21号により随意契約といたします。

随意契約であることから、用途指定につきましては、これを付すことといたします。

用途指定は障害福祉サービス事業所用地、指定期間は契約日から10年間といたします。

処分時期につきましては、本日ご承認をいただきましたならば、早々に光の子会から売払申請書の提出を受け、今年8月を目途に売買契約を締結したいと考えております。

なお、処分価格につきましては、ご承認後に依頼する民間精通者である不動産鑑定士による鑑定評価、これを基にした評価額となります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【本田会長】 はい、どうもありがとうございました。

ただいま、説明のありました第2諮問につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

【本田会長】 はい、どうぞ西村委員。

【西村委員】 西村でございます。

光の子会さんとしましては、事業計画が第一と第二とずれているようですが売払いは一

括でなされますか。対象物件の①から③は同時に光の子会さんに処分されるんですかね。

【鈴木管財部長】 その予定でございます。

【本田会長】 よろしいですか。

【西村委員】 はい。

【本田会長】 他にいかがでしょうか。はい、どうぞ岡田委員。

【岡田委員】 この物件につきまして、用途指定という形ですが、通常、障害者就労受入サービス施設ですとなかなか収益性を考えるとないかと思うんです。収益性がないので、そういう用地としてみた場合、なんらかの制約が付いているということで、価格を減免じゃないんですけども、そういうような用途指定ということで考慮されることは考えていらっしゃるのでしょうか。

【鈴木管財部長】 ご質問の主旨は、そういった用途で使用するの、安く売らざるべきではないかということでしょうか。

【岡田委員】 こういった施設の為に使用するの、通常のマーケットですとなかなか採算ベースに乗らないことが考えられますので、そういったことを考慮して処分するの、ということですか。

【鈴木管財部長】 まず、こういった公的、公共性のある用途の場合には、確かに、減額するという規定がございますが、ただ今回の物件の一方は国が移転費用を要したような財産です。もう一方は国家公務員宿舎削減計画対象財産で、財源を捻出しなければならぬといったような計画の中に組み込まれた財産でございます。従いまして、時価売払いをさせていただくということです。なお、評価において条件を付けることはしておりません。

【本田会長】 よろしいでしょうか。

【岡田委員】 はい。

【本田会長】 他にいかがでしょうか。鴻江委員、お願いします。

【鴻江委員】 すみません。私も、社会福祉法人なものですから、お尋ねしたいのは先ほど移転の要件の中に、山の麓からの災害を考えての移転ということでいらっしゃったんですけれども、この写真を見る限り、この前レクチャーのなかでもちょっとお尋ねはしたんですけれども、山の麓にあんまり変わらないなという風な感じがいたしておりまして、本当に大丈夫なんだろうかとこのをくどい程私は考えますね。

今、災害が非常に大きな問題で、阿蘇の方でも水害があった時にやはり我々の高齢者福祉施設が3施設ともに大変大きな災害、被害がございましてこちらの方は障害の方でいらっしゃいますのでね。またその辺もすごく気になるところで、確かに国有財産をしっかりと売却して利益をあげていかなければならないというのもわかるんですけれども、こういう障害の方とか高齢者とかいわゆる弱者ですね。そういった方たちの施設対象にはやはり、売却する時に、災害など十分に考慮した中でハザードマップであるとか、そういったこと

の、提供できるようなものというか、そういう条件もしっかりとお付けいただきながら処理をしていただきたいというのが私の希望でございます。これは見るからに以前のものよりもはるかに安全だという風に言えるのでしょうか。

【鈴木管財部長】 それでは、お答えさせていただきます。

まず、本箇所につきましては、危険箇所としての指定はございません。そして実際に宿舎や研修施設として、活用されてまいりましたが、特段のそういった災害に見舞われたといったような話はございませんので、その意味では、小学校や住宅、マンションといったようなものも周りに建っている状況からしますと、ご懸念されているような危険な場所であるといったところではないと考えております。

【鴻江委員】 すみません。想定外といったこともあるので、よろしくをお願いします。

【本田会長】 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。他に意見もないようでございますので、本諮問事項は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

【本田会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、諮問事項は、原案どおり可決いたしました。

諮問事項につきましては、諮問どおり処理することが適当である旨可決されましたので、後ほど九州財務局長に対しまして答申書をお渡しすることといたします。

また、審議結果の公表につきましては、事務局に一任することでご了解いただきたいと思います。

次に報告事項につきまして、これも事務局から説明をお願いいたします。

【畑管財部長】 報告事項についてご説明いたします。

今回の報告の対象となりますのは、1点目が国有財産法第10条第1項に基づく調整事業の実績、それと2点目が審議会諮問事案の処理状況の2点でございます。

まず、国有財産法第10条第1項に基づく調整事業の実績についてご説明させていただきますが、私のほうから九州財務局事案をご説明した後、鈴木部長から、福岡財務支局事案についてご説明させていただきます。

その後、審議会諮問事案の処理状況についてご説明させていただきますが、九州財務局事案はございませんので、福岡財務支局分の説明となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、席上配布資料の下の方に入っておりますけれども、報告事項説明資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成25年11月に開催されました、前回の第65回国有財産九州地方審議会で報告いたしました事案以降に、九州財務局が実施いたしました国有財産法第10条第1項に基づく調整事業の実績は3件ございまして、お手元の資料の1番から3番になります。

まず1件目でございますが、宮崎県日向市に所在します細島港湾合同庁舎でございます。

本件は、同市内にありました法務総合庁舎に入居しておりました宮崎地方法務局日向支局が、延岡支局に統合され、非常駐の日向区検察庁のみが入居しているという、非効率な使用となっておりますので、同区検を近隣の細島港湾合同庁舎に取り込み、法務総合庁舎を日向市に売却することとしたものでございます。

2件目は、大分県日田市に所在します大分地方法務局日田支局でございます。

本庁舎は、当局において平成19年に実施いたしました「庁舎等の使用効率等実態監査」で効率使用面積478平方メートルを指摘しておりまして、この有効活用を図るべく、民間ビルを借り受けて使用しております自衛隊大分地方協力本部日田地域事務所を入居させるとともに、法務局の書庫を増床させるといった調整を行ったものでございます。

3件目は、熊本県熊本市に所在します九州森林管理局でございます。

熊本国税局、熊本西税務署及び熊本国税不服審判所は、今年秋に完成予定となっております熊本地方合同庁舎B棟への移転入居を予定しておりますが、熊本西税務署は、熊本市の政令指定都市移行に伴い、管轄区域の変更が行われましたことから、職員が大幅に増加しまして、B棟では専用面積が不足する見込みとなりました。

そこで、国税局関係官署での調整を行ってもなお不足する状態であることから、本件庁舎を集中書庫として活用することにより対応したものでございます。

以上が九州財務局事案でございます。

【鈴木管財部長】 それでは続きまして、福岡財務支局事案につきまして、ご説明させていただきます。

資料の1ページ目にお戻りください。

福岡財務支局の「10条調整」の実績につきましては2件ございまして、下の4番、5番の2つでございます。

1件目は北九州市に所在します門司港湾合同庁舎でございます。

本庁舎につきましては、前回の審議会においても使用調整実施のご報告をしたところですが、なお約860平方メートルの余剰が存しておりましたことから、更に調整を行ったものでございます。

資料の5ページ目をご覧ください。

資料の左側にあります門司港湾合同庁舎、ここから北東約5キロメートルに所在しております九州地方整備局関門航路事務所太刀浦出張所につきまして、庁舎の耐震性が不足していることや庁舎敷地が北九州市からの有償借受けとなっていることから、余剰のある同合同庁舎へ入居させることで、庁舎の集約化とともに耐震化への対応を行い、そして借受費用の縮減を図ろうというものでございます。

2件目につきましては、北九州市に所在します福岡法務局八幡出張所でございます。

次のページをご覧ください。

資料の右側にあります福岡法務局八幡出張所から西方約2キロメートルに所在している福岡地方検察庁折尾区検察庁につきまして、平成25年度の当局の使用効率等監査で、同庁舎の使用効率の低下が認められましたことから、余剰のある同出張所へ入居させ、庁舎の集約化とともに売却可能財産の創出を図ろうするものでございます。

以上が10条調整事案の報告でございます。

それでは次に2点目の諮問事案の処理状況につきまして、ご説明をさせていただきます。資料の7ページをご覧ください。

前々回、平成25年5月に開催された第64回審議会におきまして、ご承認をいただきました「長崎県大村市に所在する社会資本整備事業特別会計空港整備勘定所属普通財産を長崎県に対し、防災航空センター及び警察航空隊施設用地として売払いすることについて」でございます。

本件につきましては、本年3月6日に長崎県と時価売払いによる売買契約を1億6千5百万円で締結いたしましたのでご報告をいたします。

なお、ご参考として、全体概要を改めてご説明いたします。

次のページ、8ページ目をご覧ください。

緑色で表示しておりますのが長崎空港A滑走路地区で、対象財産は赤色で表示している部分でございます。なお、対象財産以外は、海上自衛隊が使用しております。

次のページ9ページ目をご覧ください。

長崎県は、従来より国土交通省から同財産の使用承認を受け、「防災航空センター及び警察航空隊施設」として利用してきましたが、平成23年12月にA滑走路地区の管理者が国土交通省から防衛省へ変更となったことを契機に、県が本財産を買い上げることとし、引き続き同目的で利用していくところでございます。

以上で、本審議会へのご報告を終わらせていただきます。

【本田会長】 はい、どうもありがとうございました。以上の報告事項につきまして、何かご質問・ご意見はございませんでしょうか。

【本田会長】 よろしいでしょうか。特に意見もないようでございますので、事務局からの報告事項につきましてはこれで終わらせていただきます。

それでは、これもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

委員の皆様方には、長時間ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

【上加世田管財総括第1課長】 本田会長、ありがとうございました。

それでは、最後に、福岡財務支局長の方からご挨拶がございます。

【高木福岡財務支局長】 福岡財務支局長の高木でございます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただき、また、熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

ただいまご承認をいただきました諮問事項につきましては、適切に処理を進めて参りたいと存じます。

また、ご審議のなかでいただきました大変貴重なご意見等を踏まえつつ、今後とも円滑な国有財産行政の執行に努めて参りたいと存じます。

委員の皆様方には、今後とも、国有財産行政はもとより、財務行政全般にわたりまして、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

【上加世田管財総括第1課長】 ありがとうございました。

それでは、事務局より連絡がございました。

本日の議事録につきましては、事前に委員の皆様方にご確認をいただきましてから、九州財務局並びに福岡財務支局のホームページに公開することとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、以上をもちまして、第66回国有財産九州地方審議会を閉会とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

— 了 —